

説明会・意見交換会の結果概要（大阪）

日 時：平成 23 年 2 月 8 日（火）14:00～16:00

場 所：大阪マーチャンダイズ・マート 2 階 会議室 1, 2 号室

参 加 者：114 名（関係省庁 9 名、都道府県 10 名、市町村 37 名、各種団体等 20 名、企業 27 名、
大学・研究 5 名、その他 6 名）

参加委員：石原委員、森本委員

【主な質問や意見】

■法律について

- ・ 法律ができたことによる効果（メリット）について教えてほしい。
- ・ 生物多様性地域戦略の策定が進まない状況で、どのように地域連携保全活動計画の作成を促進していくのか。
- ・ 生物多様性部署がない等の小さな市町村では、計画は作成できないのではないかな。
- ・ すべての市町村に計画作成を義務付けるといった考え方もあるのではないかな。
- ・ 市町村による計画作成のインセンティブとして、OP10 で合意された愛知目標の達成に寄与するといった観点からのアプローチも使えるのではないかな。
- ・ 第 4 条第 2 項第 3 号の特定非営利活動法人等の「等」には、何が含まれるのかな。
- ・ 今回の法律に対する企業の関わり方について教えてほしい。
- ・ 今回の法律において、都道府県に期待する役割を教えてほしい。
- ・ NPO 等からの提案は、市町村にとってどの程度の拘束力があるのかな。
- ・ 複数の市町村による計画の作成について、隣接していない市町村同士が共同で計画を作成することも可能かな。
- ・ 地域連携保全活動には、水質保全や漂着ゴミの抑制に関する活動も含まれるかな。

■基本方針について

- ・ 都道府県に期待される役割（マッチング、調整等）を基本方針に明記してほしい。
- ・ 活動の促進に当たっては、調整機能が非常に重要であると考えます。協議会や支援センター等の役割（調整関係）について、基本方針に明記してほしい。

■その他

- ・ 上位団体である都道府県が地域戦略を策定しないと、小さな市町村の策定は進まない。何らかの工夫が必要だろう。
- ・ 県の条例（自然公園条例等）における特例の考え方を通知等で整理してほしい。
- ・ 栽培作物の在来種の保全の重要性について、一層の普及啓発の必要性を感じる。

